

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

令和2年10月

奈良県人事委員会

1	給与勧告の対象職員	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	給与勧告の手順	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	今回の勧告のポイント	・・・・・・・・・・・・・・・・	3

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告対象職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）は14,482人（※）であり、昨年より63人の減となっています（行政職については、3,441人で昨年より20人の減）。

また、対象職員の平均年齢は40.6歳で、昨年より0.3歳低下となっています（行政職については、昨年より0.2歳低下）。

	職員数（人）			平均年齢（歳）		
	R2年4月	H31年4月	増減	R2年4月	H31年4月	増減
全職種	14,482	14,545	△ 63	40.6	40.9	△ 0.3
行政	3,441	3,461	△ 20	42.2	42.4	△ 0.2
公安	2,460	2,456	4	37.8	37.9	△ 0.1
教育(二)	2,212	2,251	△ 39	44.2	44.6	△ 0.4
教育(三)	5,947	5,962	△ 15	39.4	39.8	△ 0.4
研究	195	199	△ 4	42.2	43.3	△ 1.1
医療(一)	20	19	1	39.8	40.8	△ 1.0
医療(二)	98	99	△ 1	45.0	44.6	0.4
医療(三)	66	63	3	41.0	41.5	△ 0.5
福祉	42	34	8	39.9	41.8	△ 1.9
任期付研究員	1	1	0	-	-	-

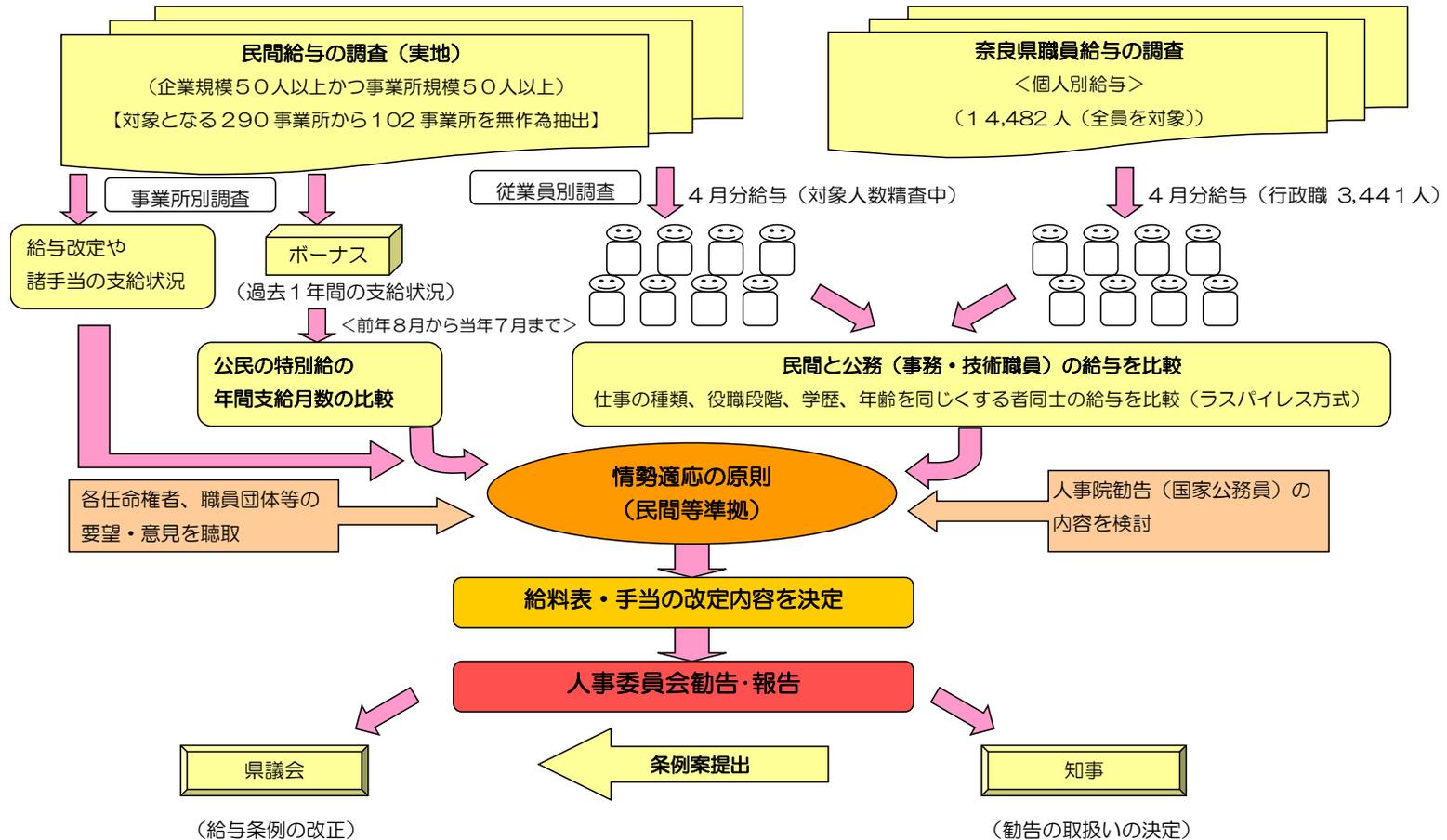
（令和2年4月1日現在）

（※）職員数は、勧告対象職員のうち、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を除く人数である。

2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、奈良県職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 今回の勧告のポイント

- ボーナスを引下げ（△0.10月分）
- 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引下げ 4.50月分→4.40月分
引下げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

実施時期

令和2年12月1日

※ 今回の勧告後の平均年間給与（行政職給料表） 6,115,000円（勧告前との差 △39,000円）

（参考）近年の実施状況

年	特別給（ボーナス）			（参考）月例給 勧告率	平均年間給与	
	改定前 月	改定後 月	差 月		増減額 円	率 %
R2	4.50	4.40	△ 0.10	（別途勧告予定）	△ 39,000	△ 0.6
R1	4.45	4.50	0.05	0.21	32,000	0.5
H30	4.40	4.45	0.05	0.17	29,000	0.5
H29	4.30	4.40	0.10	0.33	61,000	1.0
H28	4.20	4.30	0.10	0.31	60,000	1.0
H27	4.10	4.20	0.10	0.41	63,000	1.0
H26	3.95	4.10	0.15	0.23	72,000	1.2
H25	3.95	3.95	0.00	0.00	0	0.0
H24	3.95	3.95	0.00	0.00	0	0.0
H23	3.95	3.95	0.00	△ 0.30	△ 19,000	△ 0.3
H22	4.15	3.95	△ 0.20	△ 0.10	△ 88,000	△ 1.4

※平均年間給与のR2は特別給の勧告分を示したものの